

青森西北沖洋上風力合同会社「(仮称) 青森西北沖(南側) 洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年6月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 青森西北沖(南側) 洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、青森西北沖洋上風力合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町の沿岸域及び沖合

原動力の種類：風力(洋上)

出 力：最大600,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和3年 5月24日
環境大臣意見受理	令和3年 7月16日
経済産業大臣意見発出	令和3年 7月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年10月25日
住民意見の概要等受理	令和4年 2月24日
勧告期限延長	令和4年 4月18日
青森県知事意見受理	令和4年 5月31日
経済産業大臣勧告発出	令和4年 6月20日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

青森西北沖洋上風力合同会社「(仮称) 青森西北沖(南側) 洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 騒音の調査に当たっては、環境の保全についての配慮が特に必要な施設についても考慮し、調査地点を追加するなど、適切に設定すること。
2. 渡り鳥の調査について、春と秋の渡りは短期間に集中して行われ、その時期は年ごとに変動が見られることから、周辺の状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
3. 景観の調査地点について、JR五能線の沿線から見える日本海は、日常的に享受されている眺望景観であると考えられることから、日常の視点場として同沿線を代表する地点を追加すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)